

議案第 2 号

川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例
の制定について

川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次
のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市情報公開条例及び川崎市個人情報保護条例の一部を改正する条例
(川崎市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 22 条の見出しを「（審査請求等）」に改め、同条第 1 項中「決定」の
次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年
法律第 160 号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第 2 項中
「前項」を「第 1 項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は処
分庁」及び「又は決定」を削り、同項第 2 号中「諾否の決定（開示請求に係
る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 24 条におい
て同じ。）を取り消し、又は変更し」を「審査請求の全部を認容し」に改め、
同号ただし書中「諾否の決定」を「審査請求に係る公文書の開示」に改め、
同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第23条中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、「又は処分庁」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「諾否の決定」を「公文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第24条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「に係る諾否の決定」の次に「（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「諾否の決定に」を「審査請求に」に改める。

第25条第1項中「第22条第2項」を「第22条第3項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第25条の2中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第26条第1項中「第22条第2項」を「第22条第3項」に改め、「若しくは処分庁」を削り、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第27条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第28条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第29条第2項中「前項」を「第2項」に、「情報の提供」を「閲覧等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料」の次に「（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された事項を審査会が定める方法により表示したもの）」を加え、

「情報の提供をすることができる」を「閲覧、聴取又は視聴（以下「閲覧等」という。）を拒むことができない」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧等をさせようとするときは、当該送付又は閲覧等に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第29条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、前条の規定による意見書又は資料の提出があった場合には、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録については、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。

第30条及び第31条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

（川崎市個人情報保護条例の一部改正）

第2条 川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第33条の見出しを「（審査請求等）」に改め、同条第1項中「決定」の次に「又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は処分庁」及び「又は決定」を削り、同項第2号中「諾否の決定（第26条第1項の請求の全部を承諾する旨の決定を除く。以下この号及び第35条において同じ。）を取り消し、又は変更し」を「審査請求の全部を認容し」に改め、同号ただし書中「諾否の決定」を「審査請

求に係る保有個人情報の開示」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。

第34条中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、「又は処分庁」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「諾否の決定」を「保有個人情報の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第35条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「に係る諾否の決定」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「諾否の決定に」を「審査請求に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（川崎市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

2 川崎市情報公開条例第12条第1項の諾否の決定（以下この項において「諾否の決定」という。）又は同条例第7条第1項の規定により行われた開示請求（以下この項において「開示請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた諾否の決定又は開示請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

（川崎市個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

3 川崎市個人情報保護条例第27条の諾否の決定（以下この項において「諾否の決定」という。）又は同条例第26条第1項の規定により行われた開示

請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項において「開示等請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた諾否の決定又は開示等請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

行政不服審査法の施行に伴い、同法の審理員に係る規定の適用を除外すること等のため、この条例を制定するものである。